班回覧

令和5年度　陸別町

小規模企業等振興事業補助金のお知らせ

陸別町では、小規模企業等の事業の発展及び経営持続のための基盤整備に要する経費の一部を補助する「陸別町小規模企業等振興事業補助金」制度を実施しています。

◇補助の対象となる事業者は？

・補助金の交付対象となる事業者は、陸別町内で事業活動を行う小規模企業者等で、陸別町商工会の会員または、会員予定者となります。

◇補助金の対象事業は？

・対象事業及び交付条件は、次の表のとおりです。
・同一事業者からの申請は、年度内で１件とします。
・他の補助事業の対象とならない事業が対象となります。
※詳しくは、陸別町商工会（TEL27-3161）にご相談ください。

区　分	条　件　等	発注先
機械装置等	事業に供するもの。ただし、自動車等車両については、①・②に限る。 ①減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で「機械及び装置」に分類されるもの。 ②移動販売車両	町内事業者 町外事業者
広告宣伝費	消耗品のみの購入を除く。	
展示会等出展費	売上手数料、旅費を除く。	
商品等開発費	商品等の試作に係る経費に限る。	
店舗等改修費	内装、外装、給排水設備、その他設備（照明、空調、看板等）で工事費を伴うもので専用住宅以外の建物。	町内事業者

※この表で区分されない事業は、別途ご相談ください。

（裏面もあります）

◇補助金の額は？

・補助対象経費の２分の１以内の額とし、５０万円が上限となります。

◇補助金の交付手続きは？

・補助金の交付には、申請及び実績報告の提出が必要となります。
・所定の様式に必要な書類を添付して陸別町商工会に提出してください。
※詳しくは、役場産業振興課また陸別町商工会でご確認ください。

◇募集期間は？

・令和5年１０月３１日までに交付申請書をご提出ください。

◇事業の実施はいつから可能？

・補助金の交付決定後から事業に着手することができます。

◇事業実施期間は？

・補助金の交付決定後～令和６年３月３１日までに実績報告をご提出してください。

◇補助金の交付時期は？

・補助事業の実績報告書をもって額を確定し、補助金を交付します。

◇補助金の返還となる場合は？

・この要綱に違反したとき。
・補助金を目的以外の経費に充てたとき。
・不正の行為があったとき。
・補助金交付の条件に違反したとき。
・補助金交付決定後、３年以内に当該事業を廃止したとき。

お問い合わせ

陸別町役場産業振興課商工業振興担当 TEL　２７－２１４１　内線１３５	陸別町商工会 TEL　２７－３１６１